

●法第34条12号(市条例第3条第1項第5号)集会所

(鴻巣市)

R4.4.1

29条 43条

1	◎	29条開発許可申請書(省令別記様式第二又は別記様式第二の二)	29条開発許可申請をする場合
	◎	43条建築許可申請書(別記様式第九)	43条建築許可申請をする場合
2	◎	◎ 委任状	
3	◎	◎ 理由書	・土地利用計画、計画理由等を明示(審査基準に適合していることを明示)
4	◎	◎ 土地登記事項証明書	・申請時以前6か月以内のもの
5	◎	○ 土地・工作物の権利者の同意書	
6	◎	○ 土地・工作物の権利者で開発(建築)行為に同意した者の印鑑証明書	・土地権利者の同意書作成時のもの
7	◎	◎ 予定建築物が自治会等の集会所であることを確認できる書面(補助事業に関する資料・規約等)	
8	◎	◎ 公共施設の管理者の同意書	・市以外が管理する公共施設(国道・県道・私道等)がある場合
9	◎	◎ 公共施設の管理に関する協議書	・新たに公共施設を設置する場合
10	◎	◎ 農用地除外証明書	・申請地が農用地の場合
11	◎	◎ 資金計画書(省令別記様式第三)	※
12	◎	◎ 残高証明書	・自己資金で事業を行う場合
13	◎	◎ 融資証明書	・融資を受けて事業を行う場合
14	◎	◎ 申請者の法人登記事項証明書	・申請者が法人の場合
15	◎	◎ 申請者の前年度の納税証明書	・法人の場合は法人税、個人の場合は所得税を添付(未納の税額がないことを証明するもの)
16	◎	◎ 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書	※
17	◎	◎ 設計者の資格に関する書類(卒業証明書又は資格証明書の写し等)(市規則様式第2号)	・開発区域面積が1ヘクタール以上の場合
18	◎	◎ 設計説明書(市規則様式第1号)	
19	◎	◎ 位置図(都市計画図)	縮尺50,000分の1以上
20	◎	◎ 案内図	縮尺2,500分の1以上
21	◎	◎ 公園写し	縮尺600分の1以上
22	◎	◎ 現況図	縮尺2,500分の1以上
23	◎	◎ 現況写真	申請地の状況を2方向以上 撮影位置及び撮影方向を現況図に明示 申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入)
24	◎	◎ 建築物等の配置図	縮尺100分の1以上
25	◎	◎ 求積図	縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法
26	◎	◎ 土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け
27	◎	◎ 造成計画平面図	縮尺1,000分の1以上 切土は黄色、盛土は茶色に着色 30cmを超える盛土は盛土施工計画書を添付
28	◎	◎ 造成計画断面図	縮尺H=100分の1以上 L=500分の1以上 切土は黄色、盛土は茶色に着色
29	◎	◎ 雨水・汚水排水施設計画平面図	縮尺500分の1以上
30	◎	◎ 雨水・汚水排水施設構造図(雨水樹・汚水樹等)	縮尺50分の1以上
31	◎	◎ 雨水流出抑制計算書	開発区域面積が500㎡以上の場合 単位設計処理量の根拠となる書類を添付
32	◎	○ 給水施設計画平面図	縮尺500分の1以上
33	◎	◎ がけの断面図	縮尺50分の1以上 がけがある場合
34	◎	◎ 擁壁の断面図	縮尺50分の1以上 義務擁壁がある場合
35	◎	◎ 擁壁の構造計算書(地耐力の根拠・ボーリングデータを含む)	切土部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土部分に生ずる高さが1mを超えるがけ、切土盛土部分に生ずる高さが2mを超えるがけがある場合
36	◎	◎ 道路占用許可書・施工承認書・公共使用許可書・公共下水道区域外流入許可書等の写し 農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し	
37	◎	◎ 鴻巣市水害ハザードマップの写し	開発区域が想定浸水深3.0m以上の場合
38	◎	◎ 避難行動計画(マイ・タイムライン)	開発区域が想定浸水深3.0m以上の場合
39	◎	◎ 避難経路図	申請地から指定避難所までの経路を明示
40	◎	◎ 建築物の平面図・立面図	縮尺100分の1以上 立面図は2面以上 居室の位置と想定浸水深を明示
41	◎	◎ その他市長が必要と認める書類 ・汚水流量計算書 ・隣接地の土地登記事項証明書 ・雨水流出増加行為許可書の写し	下記の書類で、必要と認める場合に添付する。 ・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書 ・消防の協議済証の写し ・その他の書類()

※:自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要

◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類

審査基準

1 予定建築物

予定建築物の用途は、市街化調整区域に居住している者で構成する自治会、町内会等の団体が、地域的な共同活動を行うために必要な集会所であること。

2 開発区域(建築物等の敷地)

開発(建築)区域は、既存の集落内であること。

3 その他

開発区域の一部又は全部が水防法の 浸水想定区域のうち、想定浸水深3.0m以上である場合は、避難行動計画(マイ・タイムライン)を作成し、早期に避難場所への確実な避難ができるようにすること。また、建築物の床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること等、安全上及び避難上の対策を講じるように努めること。

・最低敷地面積(29条): 適用なし

・技術基準等: 29条開発許可申請の場合は都市計画法第33条(※通り抜け道路の最低幅員要件有り)

43条建築許可申請の場合は都市計画法施行令第36条